

暴風・暴風雪・大雨・洪水警報発表時の児童の登下校について

警報が発表されている時は、児童の登下校や授業について次のように対応します。ご理解とご支援・ご協力をお願いします。

1 始業（午前8時15分）前

(1) 「特別警報」が発表され、避難指示も発令された場合 → 対応の原則「ただちに命を守る行動をとる」

① 登校させないでください。

② ただし、警報が午前11時までに解除された場合は、解除後余裕をもって、当日の授業を行います。安全を確認して登校させてください（給食の有無等については、メールで連絡します）。警報が午前11時を過ぎても解除されない場合は、臨時休業とします。

(2) 「暴風警報・暴風雪警報」が発表された場合

① 登校させず、自宅待機させてください。

② 警報が午前11時までに解除された場合は、解除後余裕をもって、当日の授業を行いません。安全を確認して登校させてください（給食の有無等については、メールで連絡します）。

警報が午前11時を過ぎても解除されない場合は、臨時休業とします。

(3) 「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合

① 登校を原則としますが、通学路が危険と判断される場合は登校させないでください。

② 状況によって、臨時休業あるいは自宅待機とする場合は、午前6時から午前7時の間にメールで連絡します。

※上記にかかわらず、道路、橋梁の決壊、浸水等により登校の危険が予想され、保護者が危険であると判断される場合には登校させないでください。その場合は学校まで連絡をお願いします。

※登校に危険が予想され通常と異なる取り扱いをする場合は、メールで連絡します。

2 始業（午前8時15分）後

(1) 「特別警報」が発表され、避難指示も発令された場合

原則として、授業をすぐに中止し、状況に応じ学校待機、保護者への『引き渡し』を行います。メールで連絡します。

(2) 「暴風警報・暴風雪警報」が発表された場合

原則として、授業をすぐに中止し、速やかに帰宅させます。基本、保護者への『引き渡し』の形で行います。メールで連絡します。（給食後に引き渡しとなる場合もあります。）

(3) 「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合

状況に応じて、2（2）の項に準じて対応します。

※警報の発表範囲は、「伊勢市」。（伊勢志摩地方、三重南部、三重県全域の場合も範囲内）

※「避難指示」は、原則として「伊勢市」のいずれかの地域に発表されたときに対応する。

※臨時休業または自宅待機の場合、自宅学習を原則とします。

南海トラフ地震臨時情報発表時及び大規模地震等発生時の対応について

- ※ 地震や津波についての情報収集に常に心がけてください。
- ※ お迎えの際には、道路等の安全確保や津波等の情報に最新の注意を払ってください。
- ※ 市・教育委員会とも連絡を取りながら対応します。
- ※ メールで学校の対応についてお知らせします。しかし、状況によってはメールが使用できないことも想定されますので御了承ください。

1 南海トラフ地震臨時情報【調査中】が発表された場合

- ア 登校前のとき 教育委員会の支持があるまで、自宅待機とします。
- イ 在校中のとき 情報収集に努め、注意対応をとりながら平常どおりに過ごします。

2 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が発表された場合

- ア 登校前のとき 教育委員会の支持があるまで、自宅待機とします。
- イ 在校中のとき 情報収集に努め、注意対応をとりながら学校活動を継続します。発生した地震による被害や地震関連情報等の状況に応じて、下校（必要に応じて引き渡し）や休業の措置を講じます。

3 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が発表された場合

- ア 登校前のとき 1週間の休業を基本とします。児童生徒は登校させないでください。休業等の情報は、メールで連絡します。
- イ 在校中のとき 学校活動を中止し、待機や引き渡しによる措置を講じます。メールで連絡します。

4 大規模地震（震度5弱以上）が発生したとき

- ア 始業前に起きたとき
 - (1)大規模地震が起きたときは、登校を見合わせて下さい。
 - (2)登校中に起きたときには、大きな塀や屋根の下から離れ、身をかがめて揺れがおさまるのを待ち、揺れがおさまったら安全を確認しながら家に帰ります。学校の近くまで来ている児童は登校し、学校で待機します。
- イ 在校中に起きたとき
 - ただちに授業を中止します。児童は、安全な場所に避難させ学校に待機させます。
 - ※「安全な場所」について、家族で登下校の道等を点検し、いっどんな場合にどこに避難するか確かめておいてください。
- ウ 下校中に起きたとき
 - 下校中の児童は、安全を確認しながら家に帰ります。学校の近くにいる児童は学校に戻り、学校で待機します。

5. 津波警報や大津波警報が発表されたとき

- ア 始業前に発表されたとき
 - (1)上記警報が発表されたときは、保護者判断で避難行動をとったり、登校を見合わせたりするなどしてください。
 - (2)登校中に防災行政無線等で発表されたのを知ったときは、少しでも安全な場所に避難します。学校の近くまで来ている児童は登校し、学校で待機します。
- イ 在校中に発表されたとき
 - ただちに授業を中止し、児童を校舎屋上あるいは3階に避難させ、学校に待機させます
- ウ 下校中に発表されたとき
 - (1)防災行政無線をしっかり聞き、安全な場所にすぐに避難します。
 - (2)学校の近くにいる児童は学校に戻り、学校で待機します。